

長 建 協 発 第473 号
平成25年 3月 7 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の平成24年度補正予算が2月26日に成立したことを受け、国土交通省では、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の趣旨を踏まえ、予算の早期執行に万全を期すこととしております。

しかしながら、いわゆるゼロ国債やゼロ県債・ゼロ市債などの工事は、年度内に契約しても前払金が支払われないため、受注した建設企業が当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来すおそれがあります。

こうした状況に鑑み、国土交通省では、前払金の範囲内で前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うことにより、建設企業の資金調達の円滑を推進することとなった旨、同省土地・建設企業局長より別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、経営事項審査において、いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金は、「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額」の負債合計額から控除することができることとする事務取扱について、同局建設業課長より連絡がまいっておりますので、併せてお知らせ申し上げます。

追って、具体的な手続き等については、西日本建設業保証株式会社へお問い合わせ願いますことを申し添えます。